

資料 1

山梨県地域 P R 誌の制作・編集・印刷・配送業務に係る企画コンペ実施要領

この「企画コンペ実施要領」(以下「実施要領」という。)は、山梨県(以下「県」という。)が実施する山梨県地域 P R 誌の制作・編集・印刷・配送業務(以下「業務」という。)に関し、企画コンペに参加しようとする者(以下「コンペ参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 目的・趣旨

この業務は、県外者を主なターゲットに県内各地域に根付く特色ある地域資源(人、モノ、歴史、文化、食、産業、自然等)を今までにない切り口で掘り下げ、写真を効果的に使って山梨全体の魅力を発信するものである。

業務の実施に当たっては、表紙を見ただけで手にとって読もうという気にさせ、これまでの県広報誌の既成概念にとらわれない斬新かつインパクトのある冊子構成とし、県外者が入手しやすい施設などに重点的に配布するものとする。

これにより、山梨県出身や山梨ゆかりの県外在住者はもとより、今まで山梨に縁のなかった方々に山梨の魅力を認知してもらうとともに、結果として、「来県や移住など具体的な行動を起こすように県外者を口説く」をイメージした県外向けの地域 P R 誌とする。

上記の内容を実現すべく業務を遂行するために、県内の地域事情に関して精通し、十分な取材・制作体制が整えられた事業者から編集内容の企画提案を募るものである。

2 業務内容

(1) 業務件名及び数量

山梨県地域 P R 誌の制作・編集・印刷・配送業務一式

(2) 業務の仕様等

「資料 2 業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

(4) 予算額(委託予定額)

金 4,045,680 円(税込)以内

委託予定額の積算: @2,022,840 円(税込)/回×2回 = 4,045,680 円

H27 年度は年 2 回(11 月、2 月)の発行。

3 企画コンペ手続等に関する事項

(1) 担当課

山梨県広聴広報課 電話 055-223-1339 FAX 055-223-1525

電子メールアドレス koucho@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 日程

提案説明書の交付開始	平成27年7月 8日(水)	公告日
コンペ説明会	平成27年7月14日(火)	
提案参加資格確認申請書の提出	平成27年7月23日(木)	
コンペに係る質問の受付期限	平成27年7月23日(木)	
企画提案書等の提出期限	平成27年7月30日(木)	
プレゼンテーション(コンペ) 及び審査会	平成27年8月 6日(木)	
採用業者の決定	平成27年8月 6日(木)	
委託契約の締結	平成27年8月10日(月)	

(3) 企画コンペ実施要領等の交付

「山梨県」ホームページからダウンロードすること。また、コンペ説明会でも企画コンペ手続き等に係る関係資料を交付する。

(4) 企画コンペ説明会

平成27年7月14日(火) 10時00分から

場所：防災新館 404会議室

(5) 企画提案参加資格確認申請書の提出

企画提案への参加を希望する者は、参加資格を有することを証明するため、企画提案参加資格確認申請書(様式1)以下「申請書」という。」を提出し、企画提案参加資格の確認を受けなければならない。

申請書には誓約書(様式2)、役員名簿(様式3)、実施体制表(様式4)を添付すること。ただし、既に物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格(平成14年2月28日山梨県告示第64号)に規定する物品等入札参加資格者名簿に登載されている法人又は個人は、競争入札参加資格通知書(写)を添付することにより、誓約書(様式2)及び役員名簿(様式3)の添付を省略することができる。

申請書の提出期限

〔提出期限〕平成27年7月23日(木)午後4時まで

広聴広報課(本館2階)に直接持参すること。

受付時間：午前9時～正午・午後1時～4時

提出期限までに提出しない者は、企画コンペに参加できないものとする。

(6) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は「(様式5)平成27年度山梨県地域PR誌制作・編集業務企画コンペ質問書」により受け付ける。

受付期間：平成27年7月8日(水)～同年7月23日(木)午後3時まで

提出方法：原則として電子メール

回答方法：受け付けた質問については質問事項と回答事項を取りまとめ、「山梨

県」ホームページにより回答する。

回答期日：随時取りまとめのうえ、回答する。なお、最終回答は平成27年7月27日(月)午後5時までに行う

(7) 企画提案書等の提出

コンペ参加者は別添「資料3 企画コンペ提案作品等仕様書」で定める書類(以下「企画提案書等」という。)を持参により提出しなければならない。なお、コンペ参加者1事業者につき1提案とし、提案内容に係る費用の額は、「2 業務内容 (4) 予算額(委託予定額)」を超えないものとする。

企画提案書等の提出期限

〔提出期限〕平成27年7月30日(木)午後4時まで

広聴広報課(本館2階)に直接持参すること。

受付時間：午前9時～正午・午後1時～4時

提出期限までに提出しない者は、企画コンペに参加することはできない。

一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、差し替えまたは撤回をすることができないものとする。

(8) 企画コンペ提案の無効

「6 参加資格」の条件を満たさなくなった者の企画コンペ提案及び下記のいずれかに該当する企画コンペ提案は無効とする。

「2 業務内容」中の「(4) 予算額(委託予定額)」を超える提案

誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

「資料3 企画コンペ提案作品等仕様書」に反した提案

4 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 企画提案書等を用いたプレゼンテーションで審査を行う。

(2) 企画コンペ審査は、下記により開催する審査・選考に係る審査会(以下「審査会」という。)において行うものとし、審査会の日時及び場所について、県は事前にコンペ参加者に対して通知する。

なお、企画コンペ審査の際、企画提案書等についてコンペ参加者によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの実施に当たって、追加資料等の提出は認めない。

プレゼンテーション日時(予定) 平成27年8月6日(木)午後1時30分

プレゼンテーションの順番については企画提案書等の提出の際にくじで決める。

プレゼンテーションの時間は、1業者当たり25分以内(説明：15分以内、質疑応答：10分以内)とする。

当日の参加可能人員は、1事業者につき3名までとする。

場所(予定) 防災新館 402会議室 (甲府市丸の内1丁目6-1)

当日は、指定時間の10分前に到着し、控室((予定)防災新館304会議室)で呼び出しがあるまで待機する。

- (3) 審査会の審査を基に県が第1順位の委託候補者を決定する。
- (4) 企画コンペの結果については、に各コンペ参加者に電話で「採用」「不採用」の別を8月10日(月)午後3時までに連絡する。
- (5) 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

5 契約に関する事項

- (1) 契約書は2通を作成し、双方記名押印して、各自1通を所持するものとする。
- (2) 契約保証金は免除するものとする。
- (3) 企画提案書等との関係
企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、業務の目的達成のために修正すべき必要がある場合には、県の指示により契約締結段階において契約内容を追加、変更又は削除を行うものとする。

6 参加資格

企画コンペに参加できるのは、次に掲げる条件をすべて満たす業者とする。

- (1) 県内に本社(本店)または事業所を有している法人又は個人であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (3) 提案作品を編集・制作したスタッフが、採用後も編集・制作に当たること。
- (4) 県内の地域事情に精通し、常に連絡が取れ、必要な都度面談できるスタッフを配置できること。
- (5) 業務内容についての守秘義務を遵守できること。
- (6) 災害緊急時にも、本誌の業務を優先した体制の確保ができること。
- (7) その他、県の指示に対応すること。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

コンペ参加者が県に提出した書類(以下「提出書類」という。)に含まれる著作物の著作権は、コンペ参加者に帰属する。

提出書類はいかなる理由があっても返却しないものとする。

なお、提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則としてコンペ参加者が負うものとする。

県の都合により、採用作品のデザイン等を補正・変更する場合がある。

- (2) コンペ参加者が本企画コンペに要した一切の費用については、全てコンペ参加者自身が負担するものとする。
- (3) 契約を締結するまでの間、「6 参加資格」の条件に満たさない事態が発生した場合には契約を締結しないことがある。

なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、該業務に要した費用については、

一切補償しないものとする。

- (4) 「6 参加資格」の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、企画コンペへの参加を認めないことがある。